

中小事業者が給与等の引上げを行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(令和 年分)

氏名 _____

雇用者給与等支給額		①	円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (付表⑬)	⑫	円		
比較雇用者給与等支給額 (⑳)		②		雇用者給与等支給増加額 (③-⑫)	⑬	(マイナスのときは0)		
調整前雇用者給与等支給増加額 (①-②)		③	(マイナスのときは0)	所得控除限度額の計算 特別控除額の計算	⑭	⑰		
継続増雇用割合の等計 算	継続雇用者給与等支給額 (⑳①)	④					⑭	⑰
	継続雇用者比較給与等支給額 (⑳②)	⑤					⑮	⑱
	継続雇用者給与等支給増加額 (④-⑤)	⑥	(マイナスのときは0)				⑯	⑳
	継続雇用者給与等支給増加割合 (⑥÷⑤) (⑤=0の場合は0)	⑦		㉑	㉒			
教育訓練費増加割合 計算	教育訓練費の額	⑧	円	調整前事業所得税額	⑰			
	中小企業比較教育訓練費の額 (㉓)	⑨		本年税額基準額 (⑰× $\frac{20}{100}$)	⑱			
	教育訓練費増加額 (⑧-⑨)	⑩	(マイナスのときは0)	本年税額控除可能額 (⑱と⑳のうち少ない金額)	㉑			
	教育訓練費増加割合 (⑩÷⑨) (⑨=0の場合は0)	⑪		調整前事業所得税額 超過構成額	㉒			
比較雇用者給与等支給額の計算								
適用年の前年分	適用年の前年分の 国内雇用者に対する 給与等の支給額			$\frac{12}{\text{㉒の月数}}$		比較雇用者給与等支給額 (㉓×㉒)		
⑫	⑬			⑭		⑮		
年分			円	$\frac{12}{\text{ }}$		円		
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算								
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算				
		適用年		適用年の前年分				
		1		2				
年分	⑯							
雇用者給与等支給額	⑰	(⑱の金額)	円	(㉒の金額)		円		
同上のうち継続雇用者に係る金額	⑱							
$\frac{12}{\text{「2の㉒」の月数}}$	㉑					$\frac{12}{\text{ }}$		
継続雇用者給与等支給額及び 継続雇用者比較給与等支給額 (㉑又は(㉑×㉒))	㉒		円			円		
中小企業比較教育訓練費の額の計算								
適用年の前年分	教育訓練費の額			$\frac{12}{\text{㉓の月数}}$		中小企業比較教育訓練費の額 (㉓×㉒)		
⑳	㉑			㉒		㉓		
年分			円	$\frac{12}{\text{ }}$		円		

中小事業者が給与等の引上げを行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(令和元年分～令和3年分)

この明細書は、青色申告者が令和3年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といい、租税特別措置法を「措法」といいます。）第10条の5の4第2項に規定する中小事業者が給与等の引上げを行った場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

※ 中小事業者とは、常時使用する従業員の数が千人以下の個人をいいます。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の4」と記載してください。

1 記載要領

(1) 「⑫」欄には、『雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）』の「⑬」欄の額を記載します。

(2) 「⑰」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法93）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

(3) 「⑳」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉑」欄のBの金額を記載します。

(4) 「㉔」欄は、適用年の前年において事業を営んでいた月数（㉔の月数）と適用年において事業を営んでいた月数とが異なる場合に記載します。その他の場合は、「㉓」欄の金額を「㉕」欄に転記します。

(5) 「2の㉙」欄は、適用年の前年において事業を開始した場合に記載します。その他の場合は、「2の㉚」欄の金額を「2の㉛」欄に転記します。

(6) 「㉞」欄は、事業を開始した日の属する年がある場合に記載します。その他の場合は、「㉟」欄の金額を「㊱」欄に転記します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5の4第2項